

# 人権口コミ講座25



京都人権啓発推進会議

# 人権口コミ講座25

---

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2023(令和5)年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」を基にして作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

---

## 人権□コミ講座25 もくじ

### VOL.1 世界人権宣言75周年にあたって

(公財)世界人権問題研究センター 理事長

坂元 茂樹

### VOL.2 部落差別という「本音」 —直視すべきなのは誰か?

静岡大学人文社会科学部教授 山本 崇記 [3]

### VOL.3 ヤングケアラーの現状と 今後の支援の在り方

一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会  
代表理事

持田 恭子 [5]

### VOL.4 女性の困難は見えにくく 理解されにくい

ウイメンズカウンセリング京都  
竹之下 雅代 [7]

### VOL.5 北朝鮮による拉致問題

産経新聞大阪本社編集局長 中村 将 [9]

### VOL.6 インターネットと人権問題 ～被害の未然防止～

京都大学大学院法学研究科教授 曾我部真裕 [11]

### VOL.7 持続可能な社会のために 消費者が出来ること

D-T弁護士法人 弁護士

定金 史朗

[13]

# 世界人権宣言75周年にあたつて

(公財)世界人権問題研究センター 理事長 坂元 茂樹



世界人権宣言は、1948年12月10日に国連総会決議として採択されました。第2次世界大戦中、ナチスドイツがユダヤ人を強制収容所に入れ、かれらをガス室で集団殺害するという人種優越主義的な事件が二度と繰り返されないようにといふ反省のもと、採択されました。宣言の第1条が、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と述べているのは、このためです。また、第6条は、「すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する」と規定し、すべての人間は、あらゆる場所において人間らしく取り扱われなければならないと述べています。

2022年2月24日、ロシアによる「特別軍事作戦」と称するウクライナ侵略が始まりました。ほぼ2年が経

全30カ条からなる世界人権宣言は、人間が人間らしく幸せに生きていくための権利である人権の国際的な基準を示した大切な文書です。この宣言は、世界中のすべての人、すべての国が尊重すべき共通の人権とは何かを示しています。特徴的なのは、その前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と述べていることです。ここでは、人権が守れないところに平和はないという考え方が採用されています。

過した今も戦争の終結が見通せない状況です。この過程において、人権の中で最も重大な権利であるウクライナ市民の生命権がロシア軍の攻撃によって奪われました。世界は、今や人権と平和が脅かされる危機に直面しています。

戦争で人間の生命がいとも簡単に奪われていく事態こそ人権の重大な危機と言わなければなりません。このようない時にこそ、われわれは世界人権宣言にいう「すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」(第3条)との規定を思い起こす必要があります。われわれ一人ひとりが、人間を中心に置き、人間一人ひとりを大切にする世界人権宣言の精神と意義を改めて確認し、その実現を目指して努力する必要があります。

# 部落差別という「本音」—直視すべきなのは誰か？

静岡大学人文社会科学部教授 山本 崇記

2016年施行の部落差別の解消の推進に関する法律は「現在もなお部落差別が存在する」としました。国連人種差別撤廃委員会勧告（2018年）、WEB上での部落差別情報の削除に関する法務省通知（2018年）等が続き、法施行の背景ともなった「全国部落調査復刻版出版事件」の高裁判決（2023年）も出されました。いずれも部落差別の規制強化を求めていました。部落差別はネット上を中心に悪化してきていると言えるでしょう。

全国的には、同和行政を廃止した地域、前例を踏襲するだけの地域、ネット上の有害情報のモニタリングを始める地域、当事者と周辺住民の地道な交流に取り組む地

域など、様々です。部落差別の規制強化が必要である一方、具体的な交流や効果的な啓発もまた重要です。規制を強化するだけではますます部落問題は府民の手には届きにくいものになってしまっててしまうでしょう。京都府下36か所には、社会福祉法に規定された地域福祉施設「隣保館」が存在し、部落差別の解消をはじめ、多様な人権課題に取り組んできました。規制強化と交流促進を両立する最前線の拠点ですが、府民の皆さんはどれほどその存在をご存知でしょうか。

2022年に、京都出身の青年が『私のはなし、部落のはなし』（満若勇咲監督、東風）というドキュメンタリー映画を制作し、キネマ旬報文化映画作品賞を獲得する

など、話題となりました。表向きは交流していても腹の底では部落への差別感情を取り扱うことができない高齢女性の結婚観、同和行政のやり方に根強い不満を感じ部落の所在地を暴き続ける中年男性の憎悪など、差別する側の「本音」を生きしく描いています。

このような「本音」は私たちの身边に、ときには私たちの中にこそ存在しているのではないでしょうか。それらと向き合うべきなのは一体誰なのか。差別的な日常に向き合わざるを得ない被差別部落の人たち（マイノリティ）ではなく、スルーできる／している圧倒的多数（マジョリティ）の府民の姿勢こそ鍵です。このような自他の中にある「本音」と向き合う機会をとらまえ、前述した法、判決、施設をより有効に活用していくかが部落問題の解決にとって重要なと思うのです。



# ヤングケアラーの現状と今後の支援の在り方

一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会 代表理事 持田 恵子

ヤングケアラーとは、ケアを必要とする家族を支えている子どもの総称です。介護だけではなく、見守りや声かけ、気遣いや配慮などの感情面のサポートや、生活を支えるためのアルバイトなどの労働や家事、日本語が不慣れな親に代わっての通訳や手続き代行、幼いきょうだいの養育など、さまざまなケアをしています。

子どもにとって、家族に手を貸すことは日常生活の一部なので、小学生の時は、家族から頼られて役割を果たせることが誇らしく、家族の役に立っている達成感も得ています。中学、高校と進学するにつれ、家族からの要求が増え続けると、社会生活とのバランスが保てなくなことがあります。

大人がヤングケアラーを発見しようとすればするほど、弱者として扱われたくない子どもは見つからないようになります。見つけてほしいけれど遠慮して声を出せない子どももいます。子ども達は、相手にケア経験が無ければ共感しづらいことは分かっているので、自分に置き換えて想像しながら話を聞いてほしいと『共感的な理解』を求めています。

ケアラーの存在に関心を持つ人が増えたことは嬉しいことです。ですが「介護をする可哀そうな子ども」という印象が社会に根付いてしまいました。「家族が家族のケアをするのは当たり前だ」という風土がある中で、ヤングケアラーとその家族は他者に頼ることができず、家族だけ

で何とかしなければならないと思い、ケアを抱え込んでしまうのです。ケアラーが他者に頼る「受援力」を養うには、社会が「いつかは自分も誰かをケアするかもしれない」と自分事としてケアを捉える風土に変わらる必要があります。

家族のケアをしている子どもには、同年代のケアラー同士で対話をする集まりがあることを伝えてください。子ども達は、そこで気軽に愚痴が言えるので、存分に気持ちを発散することができます。そして、新たな気づきや発見を得ることもあります。ひとりでは解決できないことがあります。仲間と話すことで選択肢の幅が広がります。大人は子どもの力を信じて、子ども同士で対話ができる場所を増やしていきましょう。わたしたちもヤングケアラーが自分の力を引き出せるようにサポートをしていきます。



## 女性の困難は見えにくく理解されにくい

ウイメンズカウンセリング京都 竹之下 雅代



2020年から始まった日本での新型コロナウイルス感染症蔓延の危機は、社会に潜んでいたさまざまな課題を顕在化させました。今回は、そのひとつである女性の困難について考えます。2020年4月には、国連の事務総長が「女性・女児に対策を」と早期に提言を出し、女性に困難が集中することが認識されていました。しかし、日本の状況は厳しく、女性に偏る失業、家庭内のケガレの増大、女性の多いエッセンシャルワーカーの苦境、家庭にいる女性や女児に暴力が向くことも問題になりました。

女性の困難は、ずっと以前からあったのですが、見えにくく、苦悩の声は聴かれることが少なかつたので

す。特に家庭内で起こっている暴力の問題は深刻です。家庭内暴力、夫婦間暴力、虐待、性暴力…。外からは見えにくいものですが、力の格差がある中で、女性・女児の被害が圧倒的に多いものです。

女性支援の現場では、暴力から逃れるために家を出た女性たちは、住居の確保や自立が難しく、路上生活も余儀なくされており、貧困、孤立、再被害という道をたどらざるをえないこともあります。政策・制度の不備、支援の貧困のなか、性虐待や暴力を訴えても理解されない理不尽さや二次被害を経験している方たちです。望むような支援がなく、支援を受けることでさらに傷ついてしまうことをおそれているとも話されています。心身の不

調、心的外傷（トラウマ）を抱え、自分への信頼、他者への信頼を回復することが困難な状態です。

日本は女性への差別があり、一部の人人が利益を享受している（ジェンダー格差の大きい）「男性」中心社会です。その中で聽こえていない声に支援が届くよう、私たち一人ひとりが、「暴力の存在」や女性たちが抱えている「困難」へのセンサーを磨かねばならないと考えます。2024年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。1956年に創設された「売春防止法」のなかの「婦人保護事業」が、これまでとは異なる新しい女性支援実施のための法的な枠組みをもつことになりました。「女性を『保護更生』させる視点」から「人権を保障する『女性福祉』へやっと方針の転換がかないます。政策・制度を注視するとともに、私たちも動き出しましょう。

## 北朝鮮による拉致問題

産経新聞大阪本社編集局長 中村 将

46年前の1978年、北朝鮮は世界各国の国民を拉致していました。日本や韓国はもちろん、タイやレバノン、マカオ、ルーマニア、オランダ、フランスなどの国民が自由を奪われ、捕らわれの身となつたのです。

日本政府は78年の被害者も含め、12件17人を被害者認定しています。拉致の目的は北朝鮮工作員に日本人に成りすまし外國に入国する際の「身分」を獲得するためなどとされていますが、別の目的もあつたようです。いずれにしても、韓国を飲み込む形で統一する野望のために、中学1年だった横田めぐみさんを含め多くの日本人たちが犠牲になつたのです。



2002年の日朝首脳会談で、北朝鮮側は初めて拉致を認め、被害者5人が帰国しましたが、他の被害者については「死亡」「入国せず」などと一方的に伝えてきました。「死亡」とされた被害者については、被害者家族が納得できる客観的な証拠も示されず、めぐみさんらの「偽遺骨」まで返還されました。北朝鮮はなぜ「死亡」と主張してまで、被害者を帰そうとしないのでしょうか。日本政府は、北朝鮮のスパイ活動など表面化しては困る事実を知つてしまつた被害者がいまだにとどめおかれている、とみています。

めぐみさんの父、滋さんは4年前、めぐみさんとの再会を果たせぬままに他界しました。享年87。滋さんの45

歳の誕生日の翌日、めぐみさんは拉致されました。めぐみさんからプレゼントにもらった櫛を滋さんは最期まで大切に持つていました。

人生の半分を、娘との再会を願いながら、奪還の訴えなどに費やしました。長い時間が経過し、いまだに帰国を果たせていない被害者の親世代はめぐみさんの母、早紀江さんを含め2人。早紀江さんも87歳です。被害者も家族も限界が近づく中で闘っています。

私たち国民にできることは、国家的な規模の拉致事件があつたことを広く周知し、絶対に忘れないと声を上げることです。国民の生命と安全、人権を守るのが政府の役目だと言い続けることです。政治を動かすきっかけを作り、風化だけは避けなければなりません。

# インターネットと人権問題～被害の未然防止～

京都大学大学院法学研究科教授 曾我部 真裕

ここ数年、インターネット上の人権侵害の深刻さに対する理解が進んできました。スマートフォン普及率が約9割に達し、そのうち、SNSで情報を発信する人たちも少なくありません。そして、SNSには投稿の拡散機能があるため、匿名の一般的な個人による投稿であっても、時には何万回、何十万回も閲覧されることがあり、ごく普通の市民が強い影響力をもつことがあるのです。

これにより、不当な扱いを受けている少数者による抗議が社会に広く伝わって差別のは止につながったり、問題が広く知られるようになるなどプラス面もあるものの、誹謗中傷や民族や部落に関する差別の助長、偽情報の増加など、負の側面も目立つてきています。

こうした投稿をしてしまう背景には様々なものがあります。閲覧数増加による広告収入日当てにことさらに過激な投稿を行うようなことは論外として、一般市民にありがちなことの一つには、信頼できない情報源からの誤った情報をうのみにし、誤解に基づく義憤や信念によって攻撃的な投稿をしてしまうことがあります。また、匿名での発信であることや、面と向かっての発言ではないこと、さらには「みんなやっているから」といった理由などからくる責任感の欠如もあるでしょう。

しかし、攻撃された側からすれば、しばしば多数の者から同様の非難を受けることで、あたかも日本中から自分が否定されたかのような感覚に陥り、深刻な傷を受け



ることになります。こうした被害を未然に防止し、マイノリティであっても安心してインターネットやSNSを利用できる環境を作ることが非常に重要です。

そのためには、先ほど背景として挙げたようなことに陥らないことが大切です。SNSや動画共有サイトでは、自分の好みの情報ばかりが選別されて表示され、考え方の偏りが強められてしまうことや、匿名で投稿した場合でも身元が明らかにされて法的な責任を問われる可能性のあることを知った上で、伝統ある報道機関等の信頼できる情報源で情報の真偽を確かめたり、対面では言えないようなことは言わないようにするなど、責任をもつてインターネットやSNSと付き合うことが求められます。

# 持続可能な社会のために消費者が出来るること

D.T弁護士法人 弁護士 定金 史朗

皆さんは日常生活の中で製品やサービスを購入し利用する際にどのような点に着目して、購入する製品やサービスを決めているでしょうか？（私を含む）多くの人にとつて価格が最も重要なポイントであり、品質やブランドイメージといった点も重要な検討要素になると思いまが、その製品やサービスがどれだけ人や社会、環境に配慮しているかという点を気にしたことはあるでしょう。

特定の製品の製造過程やサービスの提供過程において、労働者の公正な労働環境が担保されているか、環境に対する配慮がなされているかといった倫理的な視点に基づく選択的な消費行動をエシカル消費と呼びますが、

令和4年11月に消費者庁が全国の15歳以上の男女5000人を対象に実施した調査によると、エシカル消費という言葉を知っていると回答した人の割合は全体で26・9%という結果でした。

エシカル消費の実践として、どのような行動を取ることが期待されるのでしょうか。例えば、我々が普段着用している衣料品ですが、原料となる綿の生産から生地の生産、裁断、縫合等の加工を経て我々の手に届くまで多くの人が関わっています。最終製品の値段を安くするとを考えれば、途中の工程にかかるコストを可能な限り削ればよいとなりますが、その結果、海外の縫製工場の従業員の賃金を不当に下げる企業が現れた場合、そ

のような企業の製品は購入しないという行動を取ることが考えられます。

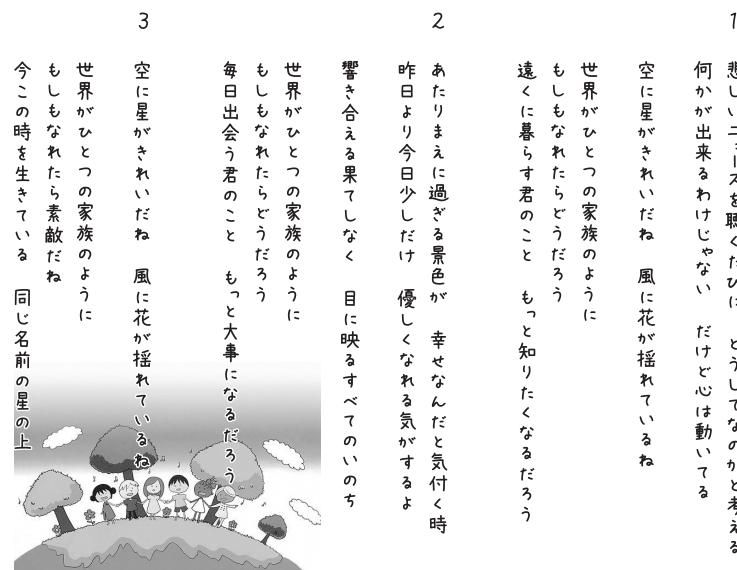


ところが現実には、日々慌ただしく生活している我々にとって、利用する全ての製品・サービスについて、その製造過程等における倫理面に関する配慮を把握することはおよそ不可能です。そこで皆さんが好きなブランドや企業が人権問題や環境問題についてどのような取組を行っているかを調べてみることをお勧めします。近時は多くの企業が統合報告書やCSR報告書といった様式で自社の人権や環境問題に対する取組を公表していますし、ウェブサイト上で関連する取組を喧伝している例も増えています。このような調査を通じて、各企業の取組を主観的に評価し、長期的に応援する企業を選別するところから始めてはいかがでしょうか。

# 世界がひとつのお家様のよう

作詞：鮎川めぐみ

作曲：千住明



## 世界がひとつのお家様のように

作詞：鮎川めぐみ  
作曲・編曲：千住明

[INTRO.]  $\text{♩} = 74$

A  $\text{mp}$   
かなしーいニュースーを きくたーびに

B  $\text{mf}$   
どうしーてなのかーと かんがーえる な にかがーできる わけじや な い だけ

C  $\text{mf}$   
どこころはーうごいて るそらに ほ しがー きれーいだねー かぜ

cresc.  
に はながーゆれてい る ね 一 せかいがーひとつの

I.  
かぞくの一 ように もしもなーれたーら ど う だろ う とおくにーくらーすー

きみのこーと もっとしーりたーく な る だろ う

## 京都府人権リーガルレスキュー隊

ご自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。(相談無料。相談の内容についての秘密は厳守されます。)

電話相談（お一人20～30分程度） ☎ 075-741-6321

受付／第1・第3火曜日の午後2時から午後4時まで

ひとりで悩まず  
相談してね。



みんな大切な  
オンライン  
京都府  
人権啓発キャラクター  
「じんくん」

面接相談 事前予約制（お一人40分）

予約受付は、各受付期間の午前9時から午後5時まで  
受付期間の詳細は京都人権ナビよりご確認ください。

（昼間）午後1時30分から午後4時30分まで

■第2火曜日／京都府庁 ☎ 075-414-4271

■第4火曜日／各広域振興局総合庁舎巡回

宇治 ☎ 0774-21-2101 龍岡 ☎ 0771-24-8430

舞鶴 ☎ 0773-62-2500 峰山 ☎ 0772-62-4301

（夜間）午後6時から午後8時30分まで

■第3水曜日／京都駅前法律相談センター ☎ 075-741-6322

※詳しくは、下記の京都人権ナビ・府民だより等で御確認ください。

## 人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報などを掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご活用ください。

京都人権ナビはQRコードより <https://kyoto-jinken.net>



### 例えばこんな時に使えます。

- ◎人権問題の動きを知りたい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい



## ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 〈アンケート〉

#### Q1.この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設
- ②市町村の施設
- ③学校
- ④勤務先
- ⑤研修会・講演会
- ⑥京都ヒューマンフェスタ
- ⑦その他(具体的に)

#### Q2.この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった
- ②どちらかといえば深かった
- ③変わらない
- ④わからない

#### Q3.次の人の権相談窓口のうち、ご存じのものをお教えください。(複数回答可)

- ①法務局の人権相談窓口
- ②人権擁護委員
- ③府の人権特設相談
- ④京都府人権リーガルレスキュー隊
- ⑤市町村の人権相談窓口
- ⑥NPOなど民間団体
- ⑦弁護士・弁護士会
- ⑧その他(具体的に)
- ⑨知らない

#### Q4.この冊子で、読んでよかったです、参考になったものをお教えください。(複数回答可)

- ①世界人権宣言75周年にあたって
- ②部落差別という「本音」一直視すべきなのは誰か?
- ③ヤングケアラーの現状と今後の支援の在り方
- ④女性の困難は見えにくく理解されにくい
- ⑤北朝鮮による拉致問題
- ⑥インターネットと人権問題～被害の未然防止～
- ⑦持続可能な社会のために消費者が出来ること
- ⑧人権啓発イメージソング「世界がひとつ家族のように」
- ⑨京都府人権リーガルレスキュー隊
- ⑩人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」
- ⑪特にない

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：[jinken@pref.kyoto.lg.jp](mailto:jinken@pref.kyoto.lg.jp) FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座25について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2024(令和6)年1月発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局：京都府人権啓発推進室)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail [jinken@pref.kyoto.lg.jp](mailto:jinken@pref.kyoto.lg.jp)

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター

イラスト 来海ユウ

みんな大切な  
オンリーワン



京都府人権啓発キャラクター  
「じんくん」



### 京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

#### 構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都府市長会  
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会  
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会